記者発表資料

令和元年７月３日
北九州市建築都市局
北九州商工会議所

旧小倉ホテル跡地に、にぎわいと憩いの空間『 船場広場（せんばひろば） 』がオープン

船場広場

小倉都心の一等地にある旧小倉ホテル跡地が『船場広場』として、新たなにぎわいと憩いの空間に生まれ変わります。これを記念して、7 月 20 日（土）～21 日（日）の二日間、オープニングイベントを開催します。

旧小倉ホテルは、小倉日活ホテルとして昭和 37 年に開業。平成 13 年の廃業後、使用されていない状況が続いていましたが、土地を所有する住友不動産㈱と北九州市が、平成 29 年 8 月に跡地の活用について合意。北九州市が、昨年 6 月から解体工事に着手し、広場整備を進め、この度オープンする運びとなりました。

広場の運営管理については、北九州市が北九州商工会議所へ包括的に委任することで双方合意し、協定を締結しました。北九州市と北九州商工会議所は連携を図り、民間の創意工夫を活かして事業を展開し、公民連携のパイロット的な取組となることを目指します。また、北九州商工会議所は、事務局となる㈱北九州家守舎のほか、地域のまちづくり団体等と連携を図ります。

オープン後も、多彩な催しを展開していく予定です。イベント等出展者の皆様、市民の皆様の積極的な活用を歓迎いたします。

１　オープン日

令和元年７月２０日（土）

２　オープニングイベントの概要

［１日目］令和元年７月２０日（土）

・11:30-11:45　オープン式典（※詳細は、後日あらためてご案内します。）
・12:00-13:00　KBC×J:COM「ふるさとＷｉｓｈ」番組生中継（MC：中澤裕子さん ほか）
・15:00-　　小倉祇園太鼓披露

［２日目］令和元年７月２１日（日）

・11:00-11:30　ミュージックライブ①　ＶＥＮＥさん
・13:00-13:30　　〃　　②　池端克章さん
・15:00-　　小倉祇園太鼓披露

※飲食物の物販があります。（両日とも 11 時～20 時）
※イベントの内容等は、都合により変更となる場合があります。
※少雨決行。荒天の場合は中止することがあります。

３　広場の仕様について

名　称：船場広場
所在地：小倉北区船場町３番１０号
面　積：約 800 ㎡
設　備：電気コンセント、給排水
その他：ベンチ兼用ステージ（約 140 ㎡）

広場イメージ

４　広場の出展利用について

イベントや物販等の出展利用については、以下によります。

（１）コンセプト

・「船場広場」は、地域のための活用を図るとともに、民間の創意工夫を活かした持続可能な運営管理を実現することで、小倉都心部のにぎわい創出や地域の活性化等に寄与することを目的としています。

・出展者は、以下の基本コンセプトに沿った様々な用途で、広場を利用することができます。（基本コンセプトに沿わない用途でのご利用は、お断りさせていただきます。）

＜基本コンセプト＞

① 普段の暮らしの中にある「憩い」の広場

・日常の暮らしの中で、普段づかいができる広場
・気軽に立ち寄れ、ゆっくりと滞在できる広場
・安全･安心に利用できる広場

② 都心の「にぎわい」を創出する広場

・イベント、マーケットなど、日常的ににぎわいを創出する広場
・まちなかのにぎわいスポットを繋ぐ広場
・まちの情報発信の基地となる広場

③ 常に「チャレンジ」し続ける広場

・スポーツ、アート、音楽、祭り･催事、学び･教育など、様々な分野の活動を仕掛け続ける広場
・ハンドメイド作品、アート作品など、個人でチャレンジショップを展開できる広場
・新たな公民連携のカタチにチャレンジする広場

（２）出展利用時間

原則　９時～２０時（設営撤去･搬出入など、左記時間以外の利用は協議が必要。）

（３）出展利用料金

・全面利用の場合、以下の基本料金のとおり。（部分的な使用等の場合、内容に応じ基本料金を参考に別途定めます。）
・公的団体や地域団体による利用については減免する場合があります。
・雨天･荒天等により自主的に利用を中止する場合は、所定のキャンセル料が発生します。

＜基本料金（消費税別途）＞
全面利用　平日：100,000 円／日、土日祝日：150,000 円／日

（４）出展利用申込み

・運営管理事務局（以下、「事務局」という。）へ、空き状況をお問い合わせください。
・利用申込書と必要書類（企画書、会場レイアウト等）を事務局にご提出いただきます。
・事務局が、申込みの内容を審査して利用の可否を決定します。その後、利用の決定を通知し、利用料金を請求します。

（５）その他

・出展利用に関する詳細、各種お問い合わせは、事務局までお願いします。
（周辺住民や来場者等への配慮をはじめ、遵守事項等について必ず事前にご確認ください。）

＜運営管理事務局＞
株式会社北九州家守舎（北九州市小倉北区魚町三丁目 3 番 20 号 中屋ビル 4 階）
電話：050-3435-0190

５　北九州市と北九州商工会議所が締結した運営管理に関する協定について（主な内容）

（１）協定締結日
　令和元年６月２５日

（２）目的
　広場の活用による、小倉都心部における一層のにぎわいと憩いの創出。

（３）委任の期間
　１０年間を基本（令和元年７月１日から）

（４）委任する事項
・イベント等を行う出展者の募集（利用の受付・許可）
・イベント等を自ら企画･運営すること
・広場の維持管理、安全対策
・広場に関する広報

（５）（４）に要する費用の負担等
・出展者からいただいた利用料金等を原資とします。

＜運営管理の体制＞
・北九州市は北九州商工会議所へ、運営管理を包括的に委任します。
・北九州商工会議所は、地域のまちづくり団体等と連携を図り、運営管理を行います。

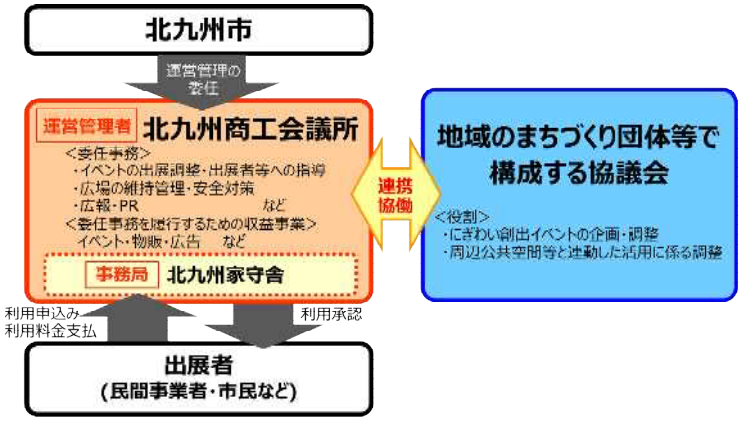

＜運営管理のスキーム＞
事業の「収益」を「運営管理費」へ充当することで、独立採算で『持続可能』な運営管理を実現します。

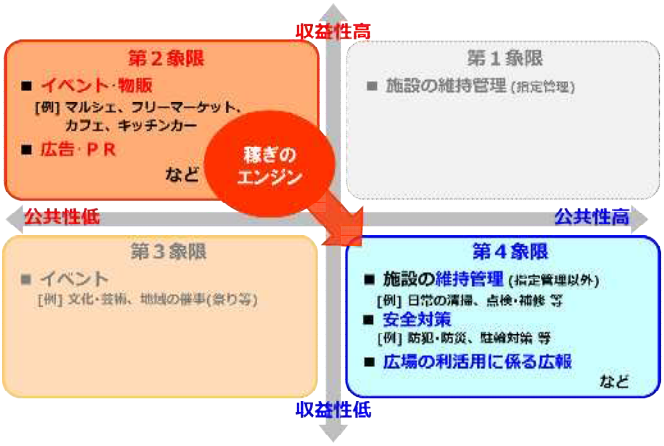

＜問合せ先＞
（広場のオープン、運営管理の協定に関すること）
北九州市　建築都市局　都市再生推進部　都市再生企画課
課長　御舩、係長　金岡（電話　093-582-2502）
北九州商工会議所　総務企画部　総務･経理課
課長　堀田（電話　093-541-0181）
（広場の利用に関すること）
【運営管理事務局】株式会社北九州家守舎
清原（電話　050-3435-0190）